

平成 29 年 5 月 11 日

お客様各位

君津信用組合

## **キャッシュカード振込機能の一部利用制限について**

～還付金詐欺被害等からお客様をお守りするために～

いつも君津信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

昨今、電話 de 詐欺（振り込め詐欺）の被害が多発しております。特にキャッシュカードによるお振り込みに不慣れなご年配のお客様を ATM コーナーに誘導して、ご預金を振り込ませる「還付金詐欺」等が急増しております。

当組合では、還付金詐欺等の被害からお客様をお守りするための、下記のとおり**キャッシュカードの振込機能の一部利用制限を実施いたします。**大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### **1. 対象となるお客様**

当組合で口座をお持ちの

- ① 70 歳以上で、かつ ② 過去 3 年の間にキャッシュカードによるお振り込みの**ご利用が無い**お客様について、ATM でのキャッシュカードによるお振り込みができなくなります。  
(振込限度額を「0円」とさせていただきます。)

#### **2. 対応開始日**

平成 29 年 6 月 1 日（木）より （※順次対応いたします。）

#### **3. 利用制限の解除について**

- ・平日の営業時間内（9時から 15 時）にお取引店の窓口へキャッシュカードとご本人を確認できる書類をご持参ください。

#### **4. 振込詐欺等へのご注意**

- ・当組合や公的機関等を名乗る第 3 者が、**お客様のキャッシュカードをお預かりすること、暗証番号をお聞きすることは、絶対にありません。**ご注意ください。

以 上

<本件に関するお問い合わせ>

ご不明な点等がありましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。（平日 9時から 17 時）